別添ら

簡易な操作を定める件)の一部を炊のように改正する。年郵政省告示第二百四十号(電波法施行規則第三十三条の規定に基づく無線従事者の資格を要しない電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第三十三条の規定に基づき、平成二

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

の傍線を付した部分のように改める。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定

改 旧 後	以
「四 略」 「で、電波の質に影響を及ぼす外部の転換装置のないものに限る。) 第一号及び第二号に規定するレーダー(法第四条第一項第二号の適合表示無線設備であっ規定を適用することが困難又は不合理であるもの及びその技術的条件を定める件)第一項目 昭和五十五年郵政省告示第三百二十九号(無線航行のためのレーダーで無線設備規則の人に掲げる無線設備の外部の転換装置の技術操作 「二・日 略」 「出くら 略」 「二、5 略] 「二、1 略]	規定を適用することが困難又は不合理であるもの及びその技術的条件を定める件)第一項
備考 表中 [] の記載は注記である。	